

平成26年12月3日
株式会社 愛知銀行

法人インターネットバンキング「愛銀ビジネスダイレクト [セキュアプラス]」 の不正利用による預金口座被害への補償開始について

愛知銀行（頭取 幅 健三）は、法人インターネットバンキング「愛銀ビジネスダイレクト [セキュアプラス]」の不正利用による預金口座払出被害に対する補償を開始いたしました。

当行では、個人インターネットバンキングの不正払出被害については預金者保護法のもと平成20年2月より既に補償を開始しておりますが、法人インターネットバンキング（以下、法人IBという）については、補償の対象としておりませんでした。

法人IB不正利用の手口は高度化・巧妙化しており、今年になってから被害は急増しています。

当行では、セキュリティ対策について万全を期しておりますが、万が一、第三者がお客さまのID・パスワードなどの盗用により法人IBを不正利用した場合に備え、サービスの維持や利用者保護の観点から補償を開始いたしました。

【補償の内容】

1. 補償開始日

平成26年11月1日（土）以降に発生した被害を対象とします。

2. 補償金額

1 お客さまあたり年間補償限度額 1,000万円

3. 補償の対象とならない主な損害

- ・お客さま、またはその法定代理人の故意または重大な過失による損害
- ・お客さまのシステムが正常な機能を発揮しない状況で行われた不正利用による損害
- ・不正の発生した翌日から30日以内に当行への通知がなかった場合 など

以 上